

# 出入国在留管理庁ヒアリング

2021年6月29日  
日本労働組合総連合会  
総合政策推進局長 仁平 章

## 共生に関する連合の考え方

### 【定住する外国人への支援体制について】

- 国籍を問わず日本語指導・日本文化講座等を開講し、言語的・文化的な溝を埋めるよう公的に支援する体制を確立する。
- 集住地のある地方自治体への外国語通訳を増員する
- 差別の根絶のため、相互理解を深める文化交流等をすすめる。

### 【外国人の住宅問題について】

- 国や自治体は、不動産業者や家主に対する啓発活動を行い、外国人の入居を円滑にする。
- 自治体や不動産業者は、外国人向けの外国語の住宅のガイドブック・パンフレット等の住宅情報の提供を推進するとともに、相談窓口を設置する。
- 集住により、生活習慣等の違いから、地域住民との間で問題が生じている地域については、自治体等が仲介となって、相互理解を深めるための取組を推進する。

### 【外国人の子どもの教育】

- 原則として、日本国内のすべての子どもが国籍・在留資格に関係なく、普通学校に通学でき、かつニーズに見合った教育を受けられる「包括的な教育（インクルーシブ教育）」の原則を確立する。
- 外国人の子どもの教育の権利と、教育に関する情報提供を確保し、かつ教育内容充実のための基盤・体制整備をはかる。
- 日本語教育の支援、母語教育の支援、および外国人学校への運営補助を自治体レベルで行う。
- 外国人に対する「偏見・差別」を撤廃する教育を進める。

「連合の外国人労働者問題に関する当面の考え方」（第14回中央執行委員会確認／2004.10.21）より共生に関する部分を抜粋

## 現場からの声(構成組織・地方連合会)

### 【日本語について】

- 現地で日本語の研修を受けたといっても、来日して片言も話せない技能実習生は多い。現地での日本語研修の質を確保することが必要。
- また、来日しても外出する機会も少なく、同僚に日本人がいないことも多いため、日本語を使う機会、学ぶ機会がない。日常生活用語も含めた、日本語学習の機会を設けるべき。
- 労災にあった際、病院で多言語対応が難しく、技能実習生も日本語ができないため、症状の説明等困難な場合がある。
- 労組に寄せられる相談の多くは言葉の問題。言葉が通じないため、また文化的な背景等も異なるため、誤解が生じていることが多い。

### 【広報・情報提供について】

- 外国人労働者からの相談はほぼSNSを通じて。広報する際には、短いセンテンス、分かりやすい日本語でこまめに発信していくことが重要。

### 【相談について】

- 特に技能実習生に関しては、自分のPCを持っている者は少なく、電話のためのSIMカードもない。無料wifiがある所から連絡を取ってくる者が多いため、電話相談ではなく、SNSでの相談体制の拡充が必要。
- FRESCのように、地方においても一体的に相談できる窓口の整備が必要。

### 【日本人同僚等への理解の促進】

- 外国人労働者を受入れる事業主や職場の同僚等、日本人に対する支援も必要。